佐賀県豊かな山を未来へつなぐ
条例の事前届出等の手引き

令和８年９月

佐賀県農林水産部森林整備課

第１　条例の概要

１　目的

近年、我が国では利用目的が明らかでない森林の売買などが発生しており、水資源の枯渇、土砂災害の発生、安全保障への影響などが懸念されております。

このため、県では、豊かな山を守り育てるための基本理念を定めるとともに、不法な森林伐採や無秩序な林地開発を抑制し、適切な森林管理を促すため、土地取引に係る事前届出の義務化などを定める「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例」を制定しました。

２　手続きの流れ

※　鳥栖市、伊万里市、有田町を除く（届出先詳細は P4 届出書提出先 を参照）

第２　土地所有権等の移転等の届出（佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 10 条・佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例施行規則第５条）

１　土地所有権等の移転等の届出対象

(1)　届出対象は「山の保全区域内に存する土地」であり、面積の大小にかかわらず届出の対象となります。「山の保全区域内に存する土地」であるかは、さがもりマップ(https://www2.wagmap.jp/pref-saga-morimap/Portal)で確認できます。

(2)　土地所有権等とは、所有権又は地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利です。その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利とは、地役権、質権、賃借権及び使用貸借による権利とします。

(3)　「土地の所有権等を有する者」とは、土地売買を行う場合は売主、土地の賃貸借を行う場合は貸主のことをいいます。

(4)　届出は、土地の所有権等を有する者ごとに行います。

※土地の所有権等を有する者が異なる場合は、買主等が同一人であっても、一つの届出とすることはできません。

(5)　複数の者が１筆の土地を共有する場合には、一つの届出とします。届出書には届出人のうち１名の住所・氏名を記入し、他の者の住所・氏名は別紙に記入してください。

２　土地所有権等の移転等の届出対象の契約

(1)　土地の所有権等を移転し、又は設定する契約としては、贈与契約、売買契約、交換契約、地上権に関する契約、地役権に関する契約、使用貸借に関する契約、賃貸借に関する契約等があります。なお、「予約」の場合も届出対象とします。

(2)　相続による所有権等の移転は、契約を締結してなされるものではないため、届出は不要です。ただし、法人における事業譲渡や分社等による場合、届出は必要です。

(3)　過去に締結した賃貸借契約等の変更契約を締結する場合において、契約内容に変更がある場合は、届出が必要です。なお、過去に締結した賃貸借契約等を更新する契約で、期間延長のみ行う場合は、届出は不要です。「契約期間満了までに当事者のいずれかから更新拒絶の申し出がない場合には従前と同条件で自動的に契約が更新される」旨のいわゆる自動更新条項による更新も届出は不要です。

３　土地所有権等の移転等の届出書類

(1)　土地所有権等の移転の届出書（規則様式第２号）を１部提出してください。なお、届出書に下記の書類をそれぞれ１部添付してください。

ア　土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

・　図面縮尺は定めませんが、土地の位置が特定でき、縮尺が記入されたものとしてください。

・　１枚の図面で土地の位置が特定しにくい場合は、縮尺の小さい全体図と、縮尺の大きい詳細図の２種類を添付するなどして、土地の位置が特定できるようにしてください。

・　さがもりマップ（https://www2.wagmap.jp/pref-saga-morimap/Portal）から印刷した図面を使用することも可能です。

イ　土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

・　写しに原本証明は不要です。

・　登記事項証明書は原本でも差し支えありません。

・　インターネットを利用した登記情報提供サービスから出力された、登記官の認証文や登記官員が付されていない登記情報は、法的な証明力が無いため、添付書類とすることはできません。

・　その他、土地の所有権等を有することを証する書面の例としては、借地契約書（賃借権を有することを証する書面）、固定資産課税台帳等があります。

ウ　届出人本人であるか確認できる書類の写し

【個人】住民票の写し若しくは個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（運転免許証、資格確認書、国民年金手帳等の写し等）

【法人】当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

・　窓口に持参し届出を行う場合は、当該書類を提示することで添付を省略することができます。

(2)　届出書は、土地所有権等の移転又は設定をする契約を締結しようとする日の40日前までに提出しなければなりません。ただし、該当する日が閉庁日（土・日・祝日・年末年始）の場合は、直後の開庁日となります。

(3)　届出事項に変更が生じた場合、土地所有権等の移転等の変更届出書（規則様式第３号）を速やかに提出しなければならなりません。なお、届出書には、変更の内容に係る書類を添付してください。

(4)　土地所有権等を有する者に代わって届出をする場合、土地所有権等を有する者から委任を受けたことがわかる書類を添付してください（任意様式。参考様式参照）。

４　土地所有権等の移転等の届出先

(1)　届出先は当該土地が所在する市町です。鳥栖市、伊万里市及び有田町は管轄する農林事務所となります。

(2)　届出は窓口への持参のほか、市町により郵送や電子メールによる提出も可能です。郵送により提出する場合は、契約予定日の40日前の消印有効とします。

○ 届出書の提出先

市町名	届出先	郵便番号	住所	郵送	メール送付先
佐賀市	佐賀市 森林整備課	840-0598	佐賀市富士町大字古湯2685番地	○	shinrin@city.saga.lg.jp
唐津市	唐津市 農地林務課	847-8511	唐津市西城内1-1	○	nouchi-rinmu@city.karatsu.lg.jp
鳥栖市	東部農林事務所 林務課	842-0007	神埼市神埼町鶴3456番地5	○	toubunourin@pref.saga.lg.jp
多久市	多久市 農林課	846-8501	多久市北多久町大字小侍7番地1	○	—
伊万里市	伊万里農林事務所 林務課	848-0041	伊万里市新天町122-4	○	imarinourin@pref.saga.lg.jp
武雄市	武雄市 農林課	843-8639	武雄市武雄町大字昭和12-10	○	nourin@city.takeo.lg.jp
鹿島市	鹿島市 農林水産課	849-1391	鹿島市大字納富分2643-1	○	—
小城市	小城市 農林水産課	845-8511	小城市三日月町長神田2312-2	○	nourinsuisan@city.ogi.lg.jp
嬉野市	嬉野市 建設農林整備課	843-0392	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185	○	nourinseibi@city.ureshino.lg.jp
神埼市	神埼市 農林水産課	842-0601	神埼市神埼町鶴3542-1	○	ringyou@city.kanzaki.lg.jp
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町 農林課	842-8501	神埼郡吉野ヶ里町吉田1262-2	○	—
基山町	基山町 農林課	841-0204	三養基郡基山町宮浦666	○	norin@town.kiyama.lg.jp
上峰町	上峰町 産業課	849-0123	三養基郡上峰町坊所383-1	○	—
みやき町	みやき町 農林課	840-1192	三養基郡みやき町三根市武1381	○	nourin@town.miyaki.lg.jp
玄海町	玄海町 農林水産課	847-1421	東松浦郡玄海町大字諸浦348	○	nourinsuisan@town.genkai.lg.jp
有田町	伊万里農林事務所 林務課	848-0041	伊万里市新天町122-4	○	imarinourin@pref.saga.lg.jp
大町町	大町町 農林建設課	849-2101	杵島郡大町町大字大町5017	○	—
江北町	江北町 地域づくり課	849-0501	杵島郡江北町大字山口1651-1	○	chiiki@town.kouhoku.lg.jp
白石町	白石町 農村整備課	849-1112	杵島郡白石町大字福田1247-1	○	nousonseibi@town.shiroishi.lg.jp
太良町	太良町 農林水産課	849-1698	藤津郡太良町大字多良1-6	○	—

第３ 土地所有権等の移転等の届出が不要となる場合（適用除外）

（佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 10 条第２項・佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例施行規則第５条第３項）

事前の届出が不要となる場合は、以下のとおりです。

１　土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国、地方公共団体である場合

２　土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者が規則で定める法人である場合。規則で定める法人は下記のとおり。

(1)　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

(2)　国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人

(3)　地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第９条第１項の規定により設立された道路公社

(4)　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第１項の規定により設立された土地開発公社

(5)　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

(6)　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第４条の規定により指定された農地中間管理機構

３　非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合

第４　届出後の手続、対応

（佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 12 条、第 13 条）

１　届出人は、条例第 12 条第１項による助言を受けたときは、同第２項に基づき、届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者（土地の買主、借主等）に助言の内容を伝達しなければなりません。文書での助言があったとき、その写しを送付するなど、適切な方法により伝達してください。

２　条例施行に必要な限度において、報告又は資料を求めることがあります。

３　条例施行に必要な限度において、届出に係る土地に立入調査をする場合があり、調査の際に関係者に質問することがあります。

第５　勧告・公表・罰則

（佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 14 条、第 15 条、第 17 条・佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例施行規則第７条）

届出をしない場合や、虚偽の届出をした者には条例に基づき勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わないときは公表する場合があります。また、５万円以下の過料の処分となる場合があります。

（参考様式）

委　　任　　状

【受任者】　　住所

氏名

電話番号

私は、佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 10 条第１項（変更の場合、第４項）の規定に基づく、○○市町○○町村大字○○字○○ほか○○筆に係る土地所有権等の移転等の届出に関し、制度の趣旨及び内容を理解した上で、上記の者を代理人と定め、下記の事務を委任します。

記

１　届出書の作成、提出
２　提出書類の補正
３　届出に係る書類の受領（佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 12 条第１項の助言に係る書類を除く）

年　　月　　日

【委任者】　　住所

氏名　　㊞
（本人が自署した場合は押印不要）

（注）委任事項は必要に応じて追加・削除すること。

※　この委任状に記載された個人情報は佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例業務のみに使用し、その他の目的には使用しません。

第６　届出書の記載要領

様式第２号（第５条関係）

届出日は契約予定日の 40 日前である（条例第 10 条）

土地所有権等の移転等の届出書

年　　月　　日

佐賀県知事　様

共有地などの複数の売主がいる場合、うち１名の住所・氏名を記入し、「ほか別紙参照」と付記し、別紙を添付する

届出人（売主等）
住所
氏名

法人の場合は、右必要事項のほかに、担当者の氏名、部署名及び職名（役職がある場合は役職名）を記載する

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号　**届出人本人の電話番号を記載する**

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 10 条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者（買主等）に関する事項</td><td>住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</td><td>氏名等（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</td></tr>
<tr><td></td><td>（電話番号：　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">契約に係る土地の種別及び内容に関する事項</td><td colspan="2">種別：☐所有権　☐地上権　☐地役権　☐質権　☐賃借権　☐使用貸借による権利
（期間に定めのある場合：　年　月　日から　年　月　日まで）
内容：☐移転　☐設定　**該当するものにチェックする**</td></tr>
<tr><td>契約締結予定日</td><td>年　月　日　（☐予約）
予約の場合（　）内にチェックする</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">土地に関する事項</td><td rowspan="2">番号</td><td colspan="4">土地の所在場所</td><td rowspan="2">面積（㎡）</td><td rowspan="2">地目</td><td rowspan="2">現況</td></tr>
<tr><td>市町</td><td>大字</td><td>字</td><td>地番</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="4">筆</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土地所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的</td><td colspan="7">☐現在の利用目的と同じ（　　）
☐現況と異なる（　　）</td></tr>
</table>

土地の所在場所、面積、地目は、登記事項証明書から転記し、「現況」は現況による地目（山林、原野等）を記入する

いずれかにチェックし、（　）内に具体的な内容を記入する

第６　届出書の記載要領

注　１　佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例施行規則第５条第１項に規定する次の書類を添付すること。

(1)　土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2)　土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地所有権等を有することを証する書類の写し

２　該当する項目の□にレ印を付し、括弧内には、必要な事項を記載すること。

３　土地売買等の契約に係る土地について、その所在する市町ごとに提出すること。

４　「契約に係る土地の種別及び内容に関する事項」の欄において選択した権利に期間が設定されているときは、その期間を記載すること。

５　地目の欄には登記簿の地目を、現況の欄には現況による地目を記載すること。

６　届出に係る土地が３筆を超える場合は、「土地の所在場所」の欄の計に合計筆数を、「面積（㎡）」の欄の計に合計面積を記載のうえ、別紙に記載し添付すること。

この様式に記載された個人情報は、土地所有権等の移転等の届け出に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第６　届出書の記載要領

様式第３号（第５条関係）

土地所有権等の移転等の変更届出書

年　　月　　日

佐賀県知事　様

共有地などの複数の売主がいる場合、うち１名の住所・氏名を記入し、「ほか別紙参照」と付記し、別紙を添付する

届出人（売主等）
住所
氏名

法人の場合は、右必要事項の記入のほかに、担当者の氏名、部署名及び職名（役職がある場合は役職名）を記載する

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

届出人本人の電話番号を記載する

変更前の届出日を記入する

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 10 条第４項の規定により、　　年　　月　　日に届け出た内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

下記のうち、変更に該当する項目のみチェックし、内容を記入する

□土地所有権等の移転又は設定に関する変更事項

変更項目		変更前	変更後
土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者（買主等）	□住所		
	□氏名		

□契約に係る土地の種別及び内容に関する変更事項

変更項目	変更前	変更後
□契約に係る土地の種別及び内容		
□契約締結予定日		

□土地に関する変更事項

	番号	土地の所在場所				面積（㎡）	地目	現況
		市町	大字	字	地番			
変更前	1							
	2							
	3							
	計	筆						
	番号	土地の所在場所				面積（㎡）	地目	現況
		市町	大字	字	地番			
変更後	1							
	2							
	3							
	計	筆						

□土地所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的	変更前	変更後

第６　届出書の記載要領

注　１　該当する項目の□にレ印を付すこと。

２　この様式には、土地所有権等の移転等の届出書（様式第２号）に添付した次の書類のうち、変更の内容に係るものについて、変更後の内容を明示したものを添付すること。

(1)　土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2)　土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地所有権等を有することを証する書類の写し

３　届出に係る土地が３筆を超える場合は、「土地の所在場所」の欄の計に合計筆数を、「面積（㎡）」の欄の計に合計面積を記載のうえ、別紙に記載し添付すること。

この様式に記載された個人情報は、土地所有権等の移転等の変更の届け出に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

令和8年
10月1日
から

「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例」に基づき

森林の土地取引には

新たに 事前届出

が必要になります！

森川海人っプロジェクトキャプテン
森川海人(もりかわかいと)くん

近年、利用目的がはっきりしない森林の売買などが増え、
水不足や土砂災害、地域の安全保障への影響が心配されています。
山をしっかり管理し、守っていくことが大切です。

Q どんなときに?

「山の保全区域※」に指定されている区域内のあなたの土地を売ろうとするときなど

※知事が指定する区域

さがもりマップ▶

Q だれが?

土地の所有者(売主)

Q どこに?

土地が所在している市町

（ただし鳥栖市は東部農林事務所、伊万里市・有田町は伊万里農林事務所）

Q いつから?

令和8年10月1日から
(届出義務)

Q いつまでに?

契約締結前(40日前)
までに

手続きの流れ

土地の所有者
(売主)

契約を締結する前に、必要事項を届出書に記入して提出します。

事前届出 (契約予定日40日前)

→

市町(受付窓口)

届出書の内容を確認し、県に報告します。
※上の3市町を除く

→

県

市町から送付された届出書を受理し、森林の土地の利用の状況を把握・管理します。

← **適正な土地利用となるよう助言**

佐賀県　問い合わせ ▶ 佐賀県 森林整備課　TEL:0952-25-7134　E-mail:shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

佐賀県森林整備オンライン地図情報

さがもりマップ

の運用を開始しました！

URL ▸ https://www2.wagmap.jp/pref-saga-morimap/

佐賀県の森林整備に関わる地図情報を住民のみなさまにわかりやすく公開・提供するサイトです。

森川海人っプロジェクトキャプテン
森川海人(もりかわかいと)くん

さがもりマップの開き方

STEP 01 ポータル画面左下の「山の保全区域」をクリック

STEP 02 規約を確認し、「同意する」にチェック

STEP 03 山の保全区域のマップが開きます

<ポータル画面>

山の保全区域マップ画面

自宅やオフィスのパソコンからインターネット上で、佐賀県森林計画図情報の閲覧を簡単に行うことができます。
スマートフォンサイトもございますので、外出先からの検索も可能です。
是非ご利用ください。

スマートフォンをご利用の際は、左記の二次元コードをお読みください。

〈スマートフォン画面〉

©2026 Saga Prefecture.

【さがもりマップ】地番検索の方法

地番による位置確認は、「住所一覧」検索ではなく「条件抽出」検索を利用します

※ スマートフォンサイトでは、地番検索（条件抽出）機能は使えませんので、地番による位置確認を行いたい場合は、PC サイトからご確認いただくか、県森林整備課へお問合せください。

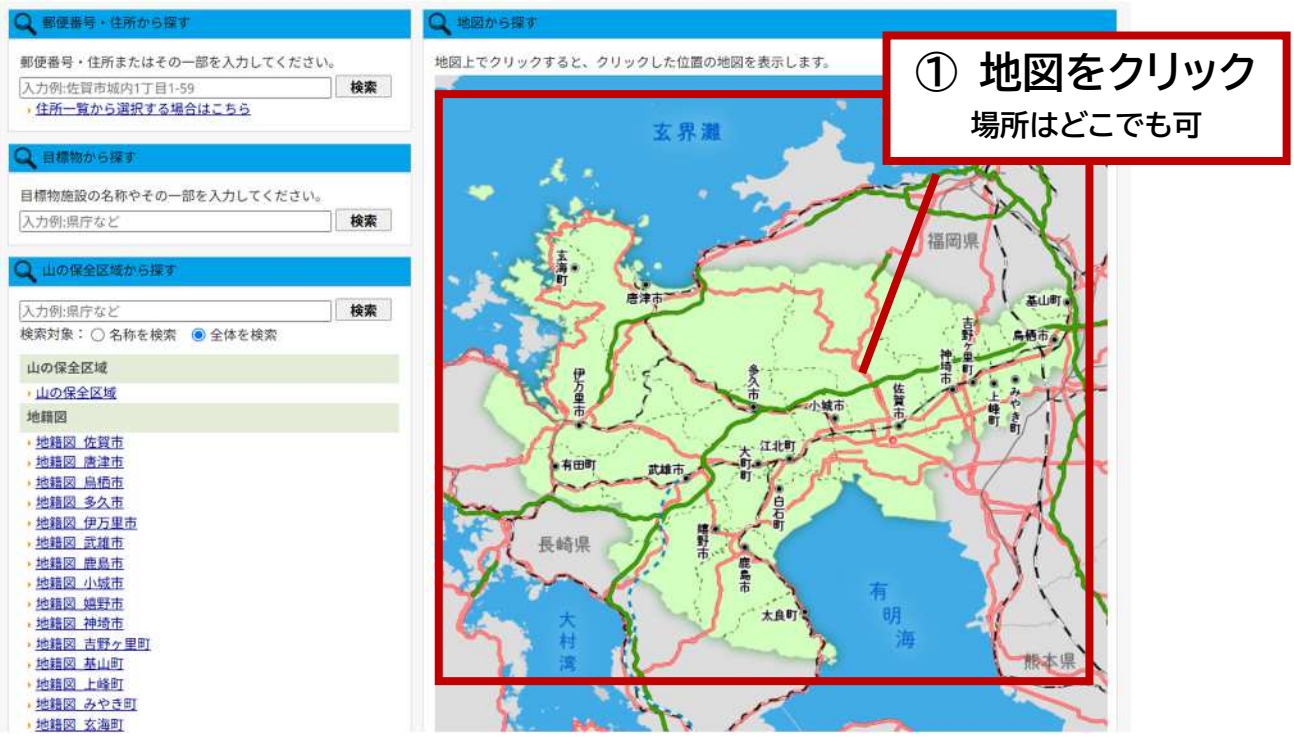

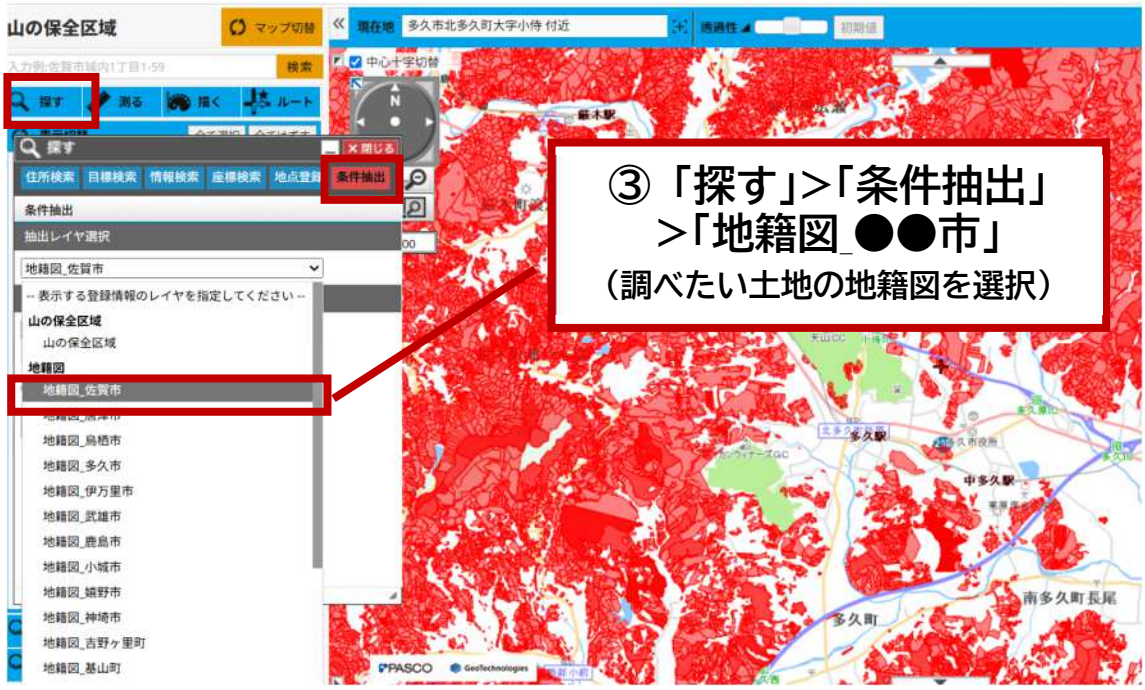

③「探す」>「条件抽出」
>「地籍図_●●市」
（調べたい土地の地籍図を選択）

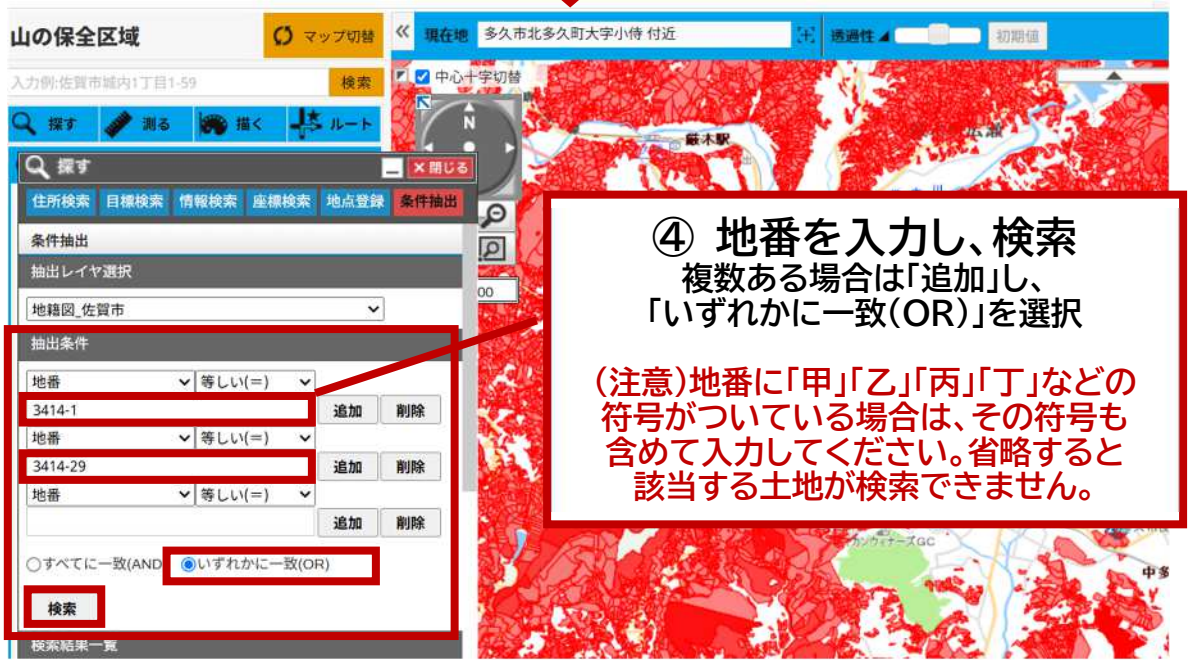

④ 地番を入力し、検索
複数ある場合は「追加」し、
「いずれかに一致(OR)」を選択

(注意)地番に「甲」「乙」「丙」「丁」などの符号がついている場合は、その符号も含めて入力してください。省略すると該当する土地が検索できません。

⑤「詳細属性を表示」
該当市町で同一地番があった場合
検索結果が複数表示されます

⑥ 該当する土地を選択

右にスクロールして大字等を確認し、
該当する土地の「地図」をクリック

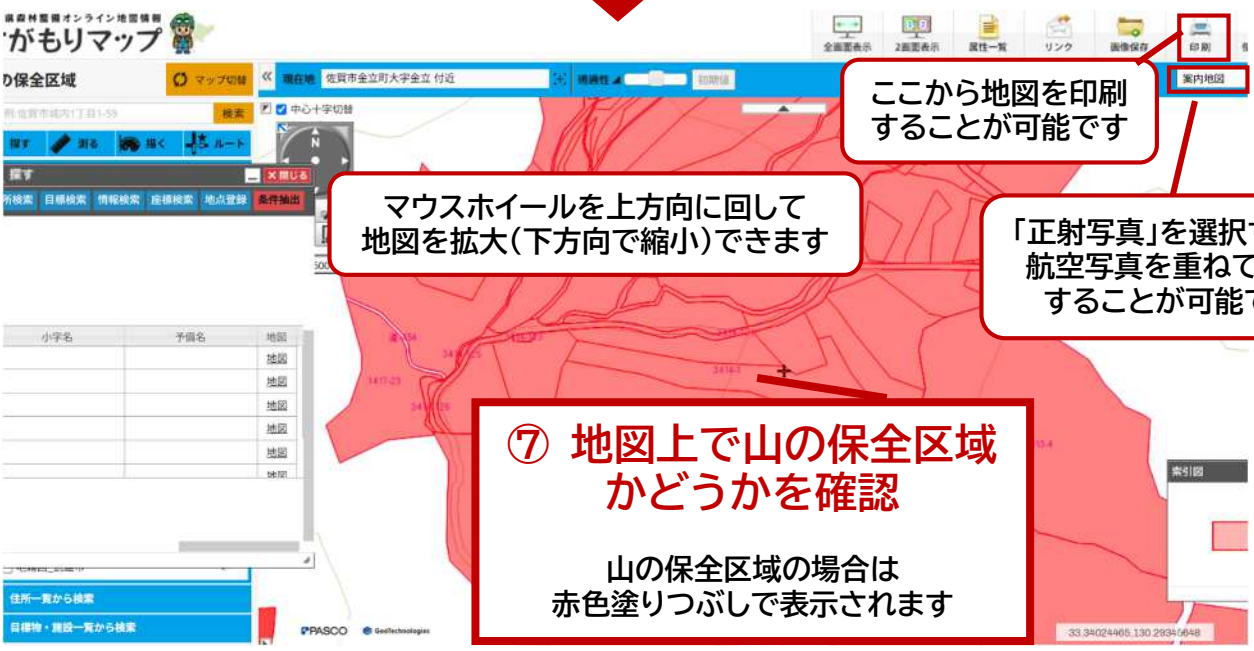

ここから地図を印刷
することが可能です

マウスホイールを上方向に回して
地図を拡大(下方向で縮小)できます

「正射写真」を選択すると
航空写真を重ねて表示
することが可能です

⑦ 地図上で山の保全区域かどうかを確認

山の保全区域の場合は
赤色塗りつぶしで表示されます

＜地図を印刷する場合＞
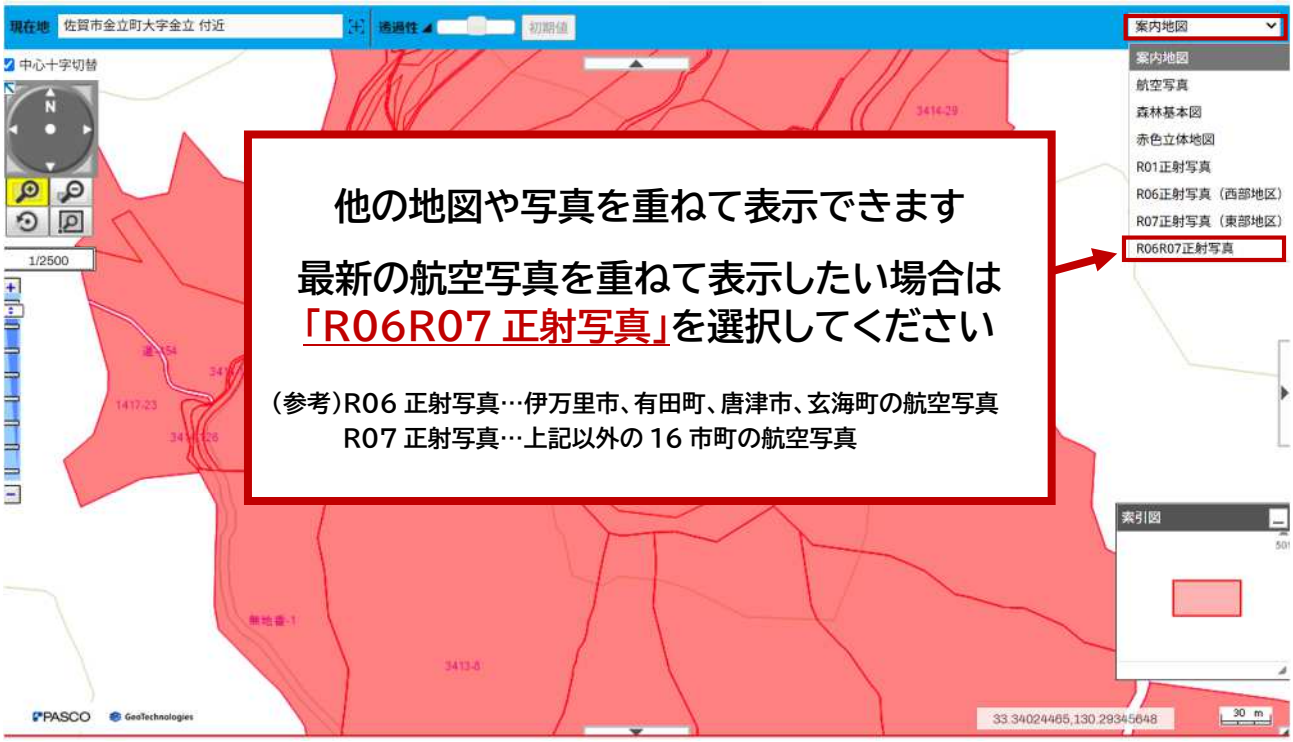
＜航空写真の重ね方＞